



保医発0531第2号
平成22年5月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成22年6月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D008の(15)中「骨型アルカリホスファターゼ（BAP）」の下に「、インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド（Intact PINP）」を加え、「を併せて実施」を「のうち2項目以上を併せて実施」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D008中(26)を(27)とし、(15)から(25)までを(16)から(26)までとし、(14)の次に次のように加える。
(15) インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド（Intact PINP）は、「14」の骨型アルカリホスファターゼ（BAP）に準じて算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)別添1第2章第3部中

改正後		現行
D008 内分泌学的検査 (1)～(14) (略)	D008 内分泌学的検査 (1)～(14) (略)	
(15) <u>インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (IntactP I NP)</u> は、「14」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP) に準じて算定する。		
(16) 「14」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、 <u>インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (IntactP I NP)</u> 及び区分番号「D007」血液化学検査の「33」のアルカリホスファターゼ・アイソザイム (ポリアクリルアミドデイスク電気泳動法) のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるものののみ算定する。		(17) 「14」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP) 及び区分番号「D007」血液化学検査の「33」のアルカリホスファターゼ・アイソザイム (ポリアクリルアミドデイスク電気泳動法) を併せて実施した場合は、主たるものののみ算定する。
(17)～(21) (略)		(16)～(21) (略)